

別表 1

(ア) 対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

特例措置により対象月と比較する月
令和3年10月から令和3年12月までのいずれかの月

(イ) 令和3年2月2日から令和3年12月31日までに創業している場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
令和3年2月2日から令和3年10月1日までに創業している場合	令和3年10月から令和3年12月までのいずれかの月
令和3年10月2日から令和3年11月1日までに創業している場合	令和3年11月又は令和3年12月
令和3年11月2日から令和3年12月1日までに創業している場合	令和3年12月
令和3年12月2日から令和3年12月31日までに創業している場合	令和4年1月